

南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第18号

南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例

南知多町水道事業給水条例（平成10年南知多町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表以外の部分中「金額」の次に「に消費税相当額を加えた額」を加え、同項ただし書中「差額」の次に「に消費税相当額を加えた額」を加え、同項の表中「44,000」を「40,000」に、「104,500」を「95,000」に、「165,000」を「150,000」に、「242,000」を「220,000」に、「418,000」を「380,000」に、「660,000」を「600,000」に、「1,485,000」を「1,350,000」に、「2,640,000」を「2,400,000」に改める。

第23条中「次の区別による」を「次に掲げる表の区分により、基本料金及び水量料金の合計額に消費税相当額を加えた額とする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第23条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 基本料金

種別	口径	基本料金（1か月につき）
専用給水装置及び	13mm	1,492円
	20mm	1,750円
	25mm	2,482円
	30mm	2,992円
共用給水装置	40mm	3,810円

南知多町条例第18号

	50mm	5,871円
	75mm	8,075円
	100mm	11,106円
工事その他臨時用		4,029円

(2) 水量料金

種別	1か月の使用水量	水量料金（1立法メートルにつき）
専用給水装置及び	1立方メートルから10立方メートルまで	30円
	11立方メートルから20立方メートルまで	159円
共用給水装置	21立方メートルから50立方メートルまで	255円
	51立方メートル以上	293円
工事その他臨時用	1立方メートル以上	448円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(水道料金に関する経過措置)

南知多町条例第18号

- 2 この条例による改正後の南知多町水道事業給水条例第23条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の検針に係る料金について適用する。ただし、施行日前から継続して使用している場合で、施行日以後初めての検針に係る料金については、なお従前の例による。